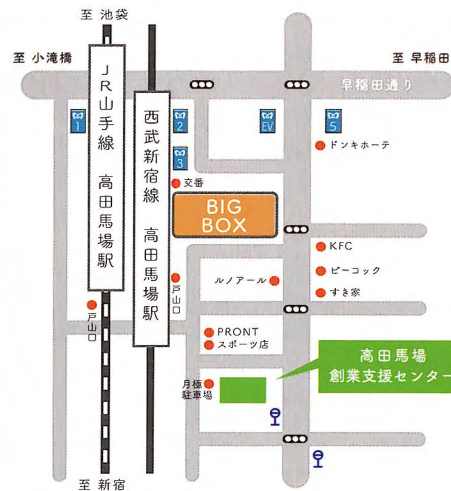


《アクセス》



新宿区立高田馬場創業支援センター

169-0075

東京都新宿区高田馬場1-32-10

TEL: 03-3205-3031

FAX: 03-3205-1007

HP: <https://incu.shinjuku-center.jp/>

E-mail: incu@shinjuku-center.jp

- ・JR山手線 高田馬場駅 戸山口より徒歩約2分
- ・西武新宿線 高田馬場駅より徒歩約3分
- ・東京メトロ東西線 高田馬場駅より徒歩約5分
- ・都営バス 高71 (高田馬場駅前-九段下) 高田馬場駅通り 下車
- ・関東バス 百01 (高田馬場駅-東中野駅東口) 高田馬場駅通り 下車

指定管理者 有限会社そーほっと

《ホームページ・Facebook ページ》

ホームページやFacebook ページで、外部の方にもご参加いただけるセミナーの情報や補助金などの公的支援情報、創業相談デスク(無料)の日程を発信しています。ぜひご活用ください。

新宿区立高田馬場創業支援センター TEL 03-3205-3031



《注意事項》

次のような事項に該当する場合は、施設の利用ができません。

- ①公序良俗に反するおそれや施設を毀損するおそれがあるとき。
- ②排水、排気、廃液、騒音、振動、悪臭、電波障害等を施設内で発生させること。
- ③有害な生物、化学物質等を施設内に持ち込むこと。
- ④施設に損傷を与えるおそれがある重量物、危険物を持ち込むこと。
- ⑤施設内において、小売業の店舗等の事業を行うこと。
- ⑥販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業を中心に行うこと。
- ⑦既存の会社の支店や営業所として利用すること。
- ⑧その他、センターの管理上支障があると指定管理者が認めたとき。

新宿で、立ちあがる、走りだす、はばたく。

新宿区立高田馬場創業支援センター

高田馬場駅徒歩2分

法人登記可能

月額使用料 1万円



高田馬場駅徒歩2分
駅近の立地で都心エリ
アへもアクセス良好



税務・労務・法務など
各種専門家による
アドバイス



セミナーで
新しい知見を習得



登記住所として
「新宿区」の住所が
利用可能(※1)



常駐スタッフによる
融資や補助金の
申請サポートが充実



経験や体験、情報を
シェアするための
交流会を毎月開催

新宿区高田馬場で事業が加速する12のポイント



打合せスペースや
セミナースペース完備



個別ロッカーを提供
郵便物などの受取代行



複合機、モニター、
冷蔵庫、給茶機などの
設備も充実



広いデスク、良質チェア、
法人用ネット回線で
快適な作業空間を提供



共用文具や雑誌、新聞な
どのアメニティが充実



チーム(1社複数人)
での利用も可能(※2)

(※1) 利用終了後は登記住所の変更が必要になります。(※2) 法人の役員に限り利用が可能です。従業員は含まれません。

《施設のご案内》



・シェアオフィス (約49㎡)

フリーアドレス 10 席のシェアオフィス。
120×70cm のゆとりあるデスク、長時間座っても疲れにくいオ
フィスチェア、法人用インターネット回線、鍵付きロッカー、外
付けモニター設置(一部席)、共用の複合機(有料)完備。
※この他に完全個室のオフィス(約6㎡)が2室あります。



・会議室兼商談室 (約38㎡)

来客対応やセミナールームとして利用できる共用スペース。
プロジェクター(2台)、スクリーン、プロジェクター投影可能な
ホワイトボード(2つ)完備。
ロールスクリーンでスペースを区切ることが可能です。



・交流コーナー (約17㎡)

来客対応や食事・休憩などで利用できる全6席の共用スペー
ス。隣接の給湯室に冷蔵庫と給茶機があり、開放的な窓や角
の丸い家具などでリラックスできる空間。
鍵付きロッカーの設置場所にもなっています。

《利用のご案内》

施設使用料 10,000 円 / 月

※個室オフィス利用時は、20,000 円が別途加算されます。
※共用スペース使用料を含む。別途、複合機の利用料が必要です。

【利用対象者】

次の要件にいずれも該当する個人又は中小企
業者(中小企業基本法(昭和38年法律第
154号)第2条第1項各号に掲げる方)が対
象です。

- ①新宿区内において、創業又は事業の経営改革
を予定していること。
- ②創業等の計画が具体的で、かつ実現可能性が
あること。
- ③施設の利用期間の終了後、新宿区内において引
き続き事業を行う意思があること。
- ④住民税・事業税等の滞納をしていないこと。
- ⑤別に定める利用条件を遵守すること。

利用にあたっては書類及び面接により、計画
の具体性・実現可能性等を審査します。

【利用期間】

利用承認日から6か月間(ただし、利用期間は
6か月を超えない範囲で3回まで更新可、最
長2年間)

【利用時間 / 開館日】

8:30 ~ 24:00 / 年末年始(12月29日か
ら翌年1月3日まで)を除き、年中無休。

【募集】

随時、利用者を募集しています(欠員がある場
合に限ります)。

【見学・利用相談・申し込み】

見学や利用相談は随時受付中です。電話か
ホームページよりお申し込みください。
利用を希望される方は、施設を見学の上で利
用説明を受けてください。